

## 「むらからまちから館」での販売催事コーナー出展手引き

むらからまちから館では、館の賑わい創出と来館の促進を図ることを目的として、商工会PRコーナーとも連携し、販売催事コーナーにおける特産品の直接販売による出展促進を以下により行う。

### 1. 出展内容について

販売催事コーナーは、直接出展事業者が出展し、特産品の販売を自ら行う。  
(入口スペースにて対応：約2m×2mのスペース)

#### ① 基本什器

販売催事コーナーでは、以下の基本什器を利用できる。

幅 900 mm×奥行 450mm 4台

原則として、正面入口の左側とする。

- ・販売の伴わないアンケート調査やPR及び直接商品を消費者へ販売しない（予約を取り、後日配送をする等の）予約販売の催事は行えません。

#### ② その他

- ・持ち込み什器は要相談（特に電気容量を大量に消費するものは不可。約1,000KWを目処に）
- ・他の出展商品が多数ある場合、館の運営する自主催事がある場合は、販売催事コーナーを利用できないことがある。
- ・閉店後は、什器、商品を店内に収納する。
- ・酒類・要冷蔵品・冷凍品は販売できない。

### 2. 販売催事の実施について

#### (1) 出展期間

原則として、1週間単位（水～翌火曜日）とする。

#### (2) 申込方法

- ① 応募は随時とし、希望が多数の場合は調整させていただきます。
- ② 販売形態及び販売商品（例、同一地域の同種の商品がプロパーに既に出展している場合等）によっては、出展できない場合もあるので、予めご承知おきください。
- ③ 年間・定期的に催事場を押さえ、使用することはできません。

#### (3) 販売形態

事業者の直接販売とし、昼食交代を含め、必ず販売員を常時つけること。  
販売者が不在になり、商品販売台に布などをかけ休止することはできません。

#### (4) 金銭処理

事業者の責任によるタメ銭処理とし、閉店後一括入金とする。  
なお、初回つり銭は貸与いたします。

(5) 什器・販売備品 (プライスカード等) について  
基本什器以外は全て事業者負担とする。

(6) その他  
具体的実施時期、注意事項について販売催事出展事業者へ事前に F A X 送付させていただきます。

(7) 出展料と手数料について

	出展料	手数料
販売催事コーナー	20,000円/週	税抜売上高×5%×1.08

※令和元年10月1日以降の売上については、5%の手数料に対し10%の消費税を申し受けます。

- ・出展料及び手数料は、1週間単位とする。
- ・売上金の送金は、原則として出展期間の終了した月の翌月の末日とする。この場合出展料等と相殺することができる。(月をまたいだ場合は翌月とする。)